

61	福祉保健局	障害者の地域における安心した暮らしへの支援
事業概要	<p>長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するとともに、居住の場や在宅サービスなどの地域生活基盤を充実させる。</p>	
これまでの経過	<p>長期の施設入所者の地域生活への移行を促進するため、「障害者地域生活移行促進事業」を平成20年度から、「障害者グループホーム等移行促進事業」を平成21年度から開始している。</p> <p>精神障害者の地域生活移行への取組として、平成18年度から実施している「精神障害者退院促進支援事業」は、年度ごとに拡大して実施し、平成20年度からは12か所で実施。また、区市町村が設置する地域活動支援センターに、医療中断及び見守り機能を付加することを目的とした「障害者地域生活安定化支援事業」を平成21年度から実施。さらに、都内精神保健福祉センターに地域体制整備担当係長を配置し、退院促進や地域定着に必要な体制整備の総合調整を行っている。</p> <p>地域生活基盤の充実としては、平成21年度から3年間で、日中活動の場（通所施設等）、地域の居住の場（グループホーム等）、ショートステイ、地域生活支援型入所施設、計4,140人分の増設を図ることとした「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」を平成20年度に策定した。</p>	
現在の進行状況	<p>長期の施設入所者の地域生活への移行を促進するため、区市町村が新規事業を活用できるよう取組事例等の周知に努めている。</p> <p>精神障害者施策については、区市町村等との密接な連携のもと、困難事例に対応できる医師等の専門職チームが地域に出向き支援を行う訪問型の支援事業を今年度モデル実施しており、平成23年度から都内全域に拡大し実施する。また、精神障害者が身近な地域で必要な時に適切な医療を受けられる仕組みを構築するためのモデル事業を実施している。</p> <p>地域生活基盤の充実としては、全ての障害者が可能な限り地域で自立して生活できる社会を築くことを目指し、具体的な整備数値目標を掲げ、地域における居住の場や日中活動の場、在宅サービスを集中的に整備している。</p>	
今後の見通し	<p>長期の施設入所者の地域生活への移行を促進するため、区市町村に順次地域移行促進員を配置していく。また、取組事例等を周知するなど区市町村が新規事業を活用できるよう、引き続き支援を行う。</p> <p>精神障害者施策については、訪問型の支援事業により困難事例に対する地域の対応力の強化を図るとともに精神障害者が身近な地域で必要な時に適切な医療を受けられる仕組みを構築する等、引き続き取組を推進していく。</p> <p>地域生活基盤の充実としては、「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」に基づき、平成21年度から3年間で、日中活動の場（通所施設等）、地域の居住の場（グループホーム等）、ショートステイ等計4,140人分の増設に向け、継続的な生活支援体制の整備に、引き続き重点的に取り組んでいく。</p>	
問い合わせ先	福祉保健局 障害者施策推進部 計画課	電話 03-5320-4142